

令和4年

行方市農業委員会

第9回総会会議録

(令和4年9月26日)

令和4年9月26日 行方市農業委員会第7回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第75号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第76号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第77号	買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について
議案第78号	現況証明願について
議案第79号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第80号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第81号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第44号	不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について
報告第45号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について
報告第46号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第47号	農地法第5条の規定による許可の取消願の受理について
報告第48号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第49号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近藤 芳 子
4番 茂木 孝	5番 橋本 清	6番 平塚 実
7番 横瀬 忠美	8番 古渡 武文	9番 内藤 宏一
10番 本澤 政雄	11番 風間 啓次	12番 根本 正義
13番 小沼 正二	14番 大久保 正一	15番 郡司 正彦
16番 椎名 勇	17番 高塚 利英	18番 根崎 和枝
19番 清水 量		

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 内山市 也
4番 宮内 正美	5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一
7番 石間 信一	8番 日下 正之	9番 吉田 正弘
10番 大原 富士男	11番 横田 俊信	12番 鈴木 喜昭
13番 野原 賢一	14番 川島 隆道	15番 石田 充春
16番 関口 順一		

3 本日の欠席委員	なし
本日の欠席推進委員	なし

4 議事内容

事務局 (開会宣言) 午後3時00分
それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年行方市農業委員会第9回総会を開催させていただきます。

事務局長 (会長挨拶)
総会議事日程第2、会長挨拶、高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 それでは、総会に先立ちましてご挨拶を申し上げます。
日ごとに秋の気配で、夜は幾分か過ごしやすくなっておりますが、先日は台風接近ということで、雨も大量に降ったようでございますが、この地域ではさほど被害がなかったように思われ、よかったですと思います。

また、コロナウイルスも第7波が幾分落ち着いてきたように思いますが、また年末には感染が拡大するのではないかとされておりまして、感染に注意をして生活をしていきたいと思っております。

本日は農地最適化推進委員の皆様にも秋の収穫期、お忙しい中、出席をいただきましてご苦労さまでございます。

各委員の皆様におきましては、昨年9月就任より1年が経過をいたしました、いかがでしょうか。懇親会とか研修、視察等々もできておりませんが、何か感じられたことがありましたら、事務局ないし私のほうへお願いをしたいと思います。

委員の活動も見える化ということで、委員の皆様には何かとご負担をおかけしておりますが、皆様のご協力の下、これからも活動をしてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくご協力をお願いいたします。

それでは、総会に先立ちましての挨拶といたします。本日もよろしくお願いたします。

事務局 ありがとうございます。

事務局長 (経過報告)
それでは、続きまして、日程第3、経過報告。

9月の行事計画報告により説明いたします。

9月5日、茨城農業委員会女性協議会定例総会。牛久市中央生涯学習センターにおきまして、近藤委員、根崎委員、箕輪推進委員、事務局の出席の下、令和3年度事業報告並びに収支決算の承認について、令和4年度事業計画並びに収支予算の決定についてを議題に出席いたしました。

9月16日、常設審議委員会でございます。こちらは清水委員の出席の下、水戸市市町村会館におきまして諮問案件の審査を行いました。

9月26日、本日でございます。先ほど第3回農政部会を開催いたしました。出席者は、農政部会員、事務局、令和5年度行方市農業施策に関する要望書について協議をいたしました。同じく本日、第9回総会となっております。

		(議長の選出)
事務局	それでは、続きまして、日程第4に入ります。 議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。	
		(資格審査報告)
議長	それでは、会議のほうに入っていきたいと思います。 まず、資格審査報告。 ただいまの出席委員数は19名、欠席はゼロでございますので、定数に達しております。 したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。	
		(会期の決定)
議長	本日の会議は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。	
		(会議録署名人の選出)
議長	議事録署名人を議長において次のように指名いたします。 9番内藤宏一委員 10番本澤政雄委員。	
		(書記の選出)
議長	総会書記として事務局の寺坂局長補佐、箕輪書記を任命いたします。	
		(議案の審議)
議長	議事日程は別紙日程表のとおりでございます。 それでは、議案の審議に入ります。	
		(議案第75号)
議長	議案第75号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。	
事務局	議案第75号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり)。	
議長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。	
19番	19番、清水です。1項の調査報告をいたします。 この案件の調査は、本澤、近藤両農業委員さんと、大原、横田両推進委員さんで行ってまいりました。	

譲受人は市内成田に在住する47歳の方で、農業と自営業の製作所で働いている方です。農業のほうは水稻と露地野菜等を105aほど作っていらっしゃいます。譲渡人は市内成田に在住する84歳の方です。申請事由は、経営の規模拡大のため、売買により所有権の移転をしたいというものでございます。通作距離も自宅のすぐ後ろということで100m。

何の問題もないものと調査をしてみました。皆様方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決をいたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

1 4 番 14番、大久保です。3条の2項について調査報告いたします。

この案件は、根本、日下、吉田推進委員の協力を得ました。

譲受人の方は市内小幡在住の53歳のパート兼農業の方。渡人の方は市内小幡在住の72歳の専業農家の男性の方。受人の方と会社員兼農業の兄弟と2人で田畑合わせて123aを耕作し、水稻、野菜等を栽培する兼業農家の方です。申請事由は記載のとおり、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るで、区分は売買による所有権移転であります。従事日数も180日と要件を満たしており、必要書類もそろっており、許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。

4 番 4番、茂木です。第3項の調査報告をします。

調査には、横瀬委員、石間推進委員の協力により調査をしてみました。

3項の受人には行方市繁昌在住、59歳の会社員兼農業の男性です。会社を退職後、家族で農業をするそうです。現在の経営面積は76aですが、年間150日農業に従事しています。稲作、小松菜、インゲン等を栽培しています。渡人は行方市繁昌、75歳の女性です。申請事由は農地の規模拡大と経営の安定を図るため。区分は売買による所有権の移転です。今回権利を設定しようとする申請農地は自宅からすぐ近く、所要時間は0分です。ハウス、農機具もそろっており、許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、郡司です。第4項について、高塚会長に代わり報告いたします。 調査は高塚会長、野原推進委員で行いました。譲受人は市内手賀在住、建設業兼農業の20代の男性の方です。譲渡人も市内手賀在住、自営業の60代の男性の方です。申請事由は農業経営の規模拡大のためということで、区分は売買による所有権の移転になります。畑は祖父の代より借り受けていたもので、今回買い受けることになったそうです。現在、368.4aに水稻、甘藷等を作付しているそうです。従事日数も年間150日、通作距離も1kmと近く、場所は玉寿荘の西側になります。許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9番	19番、清水です。5項の調査報告をいたします。 この案件の調査は、本澤、近藤両農業委員さんと、大原、横田両推進委員さんで行ってまいりました。 譲受人は市内三和に在住する38歳の農業と運送業をしている方であります。農業のほうは水稻、サツマイモ等を307a栽培しているということでございます。譲渡人は東京都に在住する79歳の方であります。申請事由は農業経営の規模拡大のための売買による所有権移転したいというものでございます。東京都に在住する方が行方市にある農地の管理がもうできないということで、近くに住む方に任せたいということのようでございます。距離も200mほどということで問題はないものというふうに調査をしてまいりました。皆様方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第76号)
議	長	議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局長
局		議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する(別紙議案書のとおり)。

議	長	<p>それでは、1項ごとに審議をいたします。</p> <p>1項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	1番	<p>11番、風間です。1項の調査報告をします。</p> <p>今回の調査は、根崎、内藤両委員さんと共に調査してまいりました。</p> <p>譲受人は市内玉造甲地区在住、土木会社代表の男性です。譲渡人は石岡市在住、68歳の女性です。申請事由は記載のとおりで現在の駐車場、資材置場が手狭になり、隣接地である申請地を転用したいということです。区分は売買による所有権の移転となります。場所は玉造自動車整備組合の反対側で、必要な書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議	長	<p>必要書類も添付されているということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、1項は原案のとおり可決をいたします。</p>
議	長	<p>次に、2項、3項は関連がありますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	6番	<p>16番、椎名です。2項、3項関連がありますので一括して調査報告をいたします。</p> <p>調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。</p> <p>2項、3項とも受人は潮来市在住の有限会社代表の男性です。渡人は潮来市在住、農業の男性です。2人の関係は同居の親子になります。まず、2項の申請事由は砂利採取場の一時転用になります。区分は使用貸借権です。採取期間は許可日から3年です。なお、砂利採取場の面積は2項の申請地に接する有限会社所有の原野、山林を合わせると9,121㎡となります。次に、3項の申請事由は砂利採取場の搬出入路の一時転用になります。区分は使用貸借権になります。期間は許可日から3年です。砂利採取後は農地として使用できるように整地をして、土地所有者に返還するという誓約書、また近隣住民に迷惑をかけない等の誓約書、隣接地の同意書、そして地元区長の同意書等の関係書類も添付してあり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、2項、3項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	1番	<p>11番、風間です。4項の調査報告をします。</p> <p>今回の調査も根崎、内藤両委員さんと共に調査してまいりました。</p> <p>賃借人は銚田市在住、62歳、農業の男性です。賃貸人は同市在住、37歳、農業</p>

		の男性です。両氏の関係は実の親子となります。申請事由は記載のとおり店舗を建設するため、区分は賃貸借権の設定です。場所はセブンイレブン玉造緑ヶ丘店の斜め反対側です。周辺農地への影響も問題なく、必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、第4項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1	番 11番、風間です。5項の調査報告をします。 今回の調査も根崎、内藤両委員さんと共に調査してまいりました。 賃借人は水戸市に本社のある建設業機械、車両などのリース業を運営する法人の男性です。賃貸人は市内玉造甲地区在住、62歳、公務員の男性です。申請事由は記載のとおりで、区分は賃貸借権の設定となります。周辺農地への影響も問題なく、必要な書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
5	番	5番、橋本です。第6項について報告します。 なお、この案件は、平塚委員の協力の下、調査してまいりました。 譲受人は市内白浜在住の49歳、建設業の男性です。譲渡人は土浦市在住の弁護士 の男性です。内容は田畑合わせて369㎡の土地です。申請事由は、平成2年10 月頃から無断で資材置場として利用していて、本人も深く反省し、始末書、隣接地 の同意書があり、許可相当が妥当と思われます。なお、区分は売買による所有権の 移転です。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、始末書等も添付されておまして、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6	番 16番、椎名です。第7項の調査報告をします。 調査には矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 受人は行方市小高在住の29歳の農業の男性です。渡人は同市小高在住の57歳の 農業の女性です。2人の関係は同居の親子です。申請事由は農業用倉庫の建設で

す。区分は使用貸借権です。現在、甘藷を玉造の会社に保管をお願いしているところですが、運搬時間等を考えると、耕作している畑の近くにキュアリング倉庫があると何かと都合がよいので、倉庫を建築することにしたそうです。また、農業振興整備変更通知、資金計画書等の関係書類も添付しており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長 関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決をいたします。

議 長 次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。

1 0 番 10番、本澤です。第8項の調査結果についてご報告をいたします。この調査には、清水、近藤両委員さん、そして横田、大原両推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。また、この案件は6月総会時に農振除外の件で皆様にご審議をいただいた案件であります。譲受人は市内小貫在住、33歳の会社員の男性です。譲渡人も市内小貫在住、60歳の農業の男性です。2人の関係はおじとおいに当たります。申請理由として自己用住宅の新築、区分は贈与による所有権の移転であります。場所的には国道354号、北浦みつばまる北出荷組合より南で、300mぐらいのところですが。資金等、関係書類も整っており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、9項から11項は関連がありますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。

7 番 7番、横瀬です。第9、10、11項は関連がありますので、一括して調査報告をします。この案件につきましては、茂木委員、石間推進委員と共に調査をしてまいりました。受人は東京都上野に会社を置く太陽光発電事業を行う会社取締役です。9項の渡人は同市山田に住む83歳の無職の男性です。10項の渡人も同市山田に住む80歳の男性です。11項の渡人は千葉県に住む71歳、会社員の男性です。申請事由は記載のとおり、転用して太陽光発電設備を行うというものです。区分は売買による所有権の移転です。場所は北浦ゴルフ場の南側になっております。必要な書類、同意書等も添付されており、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく願いいたします。

議	長	調査の結果は、必要書類も添付されており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、9項から11項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、12項、13項は関連がありますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
7番	番	7番、横瀬です。12、13項も関連がありますので、一括して調査報告をします。 この案件につきましても、茂木委員、石間推進委員と共に調査をしてみました。 受人は先ほどと同じ東京都上野に会社を置く太陽光事業を行う会社の取締役です。12項の渡人は同市老人ホームに入る71歳の無職の男性です。13項の渡人は10項と同じ方です。申請事由は記載のとおり、転用して太陽光発電設備を行うというものです。区分は売買による所有権の移転です。場所はここ北浦庁舎の東側に当たります。必要書類も添付されており、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付されており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、12項、13項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、14項の調査員より調査の報告を求めます。
4番	番	茂木です。第5条14項の調査報告をします。 調査には、横瀬委員、石間推進委員の協力を得て調査してまいりました。 受人は行方市在住の建設業を営む男性です。渡人は市内矢幡在住、無職の女性です。申請事由ですが、砂利採取事業による一時転用で申請されたもので、水田799㎡です。期間は許可日から3年間です。区分については賃借権になります。申請地は県道矢幡潮来線を潮来方面に向かった矢幡地区と大賀地区の境を右手奥に300mくらい入ったところでした。周囲の状況、隣接農地等についても特に支障もないと思われ、関係書類等についても整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いします。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、14項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、15項の調査員より調査の報告を求めます。
2番	番	2番、谷田川です。第15項についてご報告いたします。 調査については、麻生、太田両地区の委員、推進委員4名で調査をしてみました。

	た。
	受人ですが、神栖市内で建設業を営む法人の男性です。渡人は市内石神在住、40代の会社員の男性です。申請事由ですが、高速道路の工事のための現場事務所及び駐車場、資材置場として使用するための一時転用です。期間は令和5年7月31日までです。区分は賃貸借権。場所は蔵太鼓の前の信号から東へ300mほど入ったところ。調査の結果、周辺農地等への影響もなく、関係書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	異議なし。(全員一致)
議 長	異議なしと認め、15項は原案のとおり可決いたします。
	(議案第77号)
議 長	それでは、議案第77号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第77号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について説明する(別紙議案書のとおり)。
議 長	それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。
3 番	3番、近藤でございます。第1項の調査報告をいたします。調査時は、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員に協力を得ていただきました。
	申請人は行方市次木在住の41歳の農業の男性です。経営規模拡大を図るためのもので、公売に参加するために買受適格証明書の発行を要請するものでございます。申請人は現在ネギ、香菜72, 015㎡耕作しております。今回公売により権利を設定しようとする土地は474㎡で、現在も隣接地を耕作しており、農業従事日数も年間300日、農機具等もそろい、必要書類も添付されていることから、買受人として適格であることを証明するには何の問題もないと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。
議 長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	異議なし。(全員一致)
議 長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。追ってお諮りをいたします。1項について本証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり当該許可の申請書を提出した場合において、本職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可することにご異議ございませんか。
全 員	異議なし。(全員一致)
議 長	異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

(議案第78号)

- 議 長 議案第78号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
- 事 務 局 議案第78号 現況証明願について説明する(別紙議案書のとおり)。
- 議 長 それでは、1項から6項まで関連がありますので、一括審議にいたします。
調査員より調査の報告を求めます。
- 2 番 2番、谷田川です。
調査については、麻生、太田の4名で調査してまいりました。
関連がありますので、1項から6項まで一括でご報告いたします。
1項の申請人は市内矢幡在住、60代の男性、2項、4項も同じく矢幡在住、50代の男性、3項、6項は同じく矢幡在住、70代の男性、5項については鹿嶋市内に住む70代の女性です。願出要旨は地目変更登記のためです。区分については非農地証明です。場所は新橋産業の精米工場から東へ200mのところ、一帯全てまとまっています。
調査の結果、30年以上耕作しておらず、山林化が進み、復元は難しい状況で、証明書発行には何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。
- 議 長 調査の結果は、証明書発行について何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、1項から6項は証明書を交付することに決定をいたします。
- 議 長 次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
9 番 9番、内藤です。第7項の調査報告をいたします。
この案件につきましては、風間、根崎両委員さんの同行の下、調査をしてまいりました。
申請人は市内浜に在住する男性です。願出要旨につきましては、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は鹿行消防の玉造分駐所を北に向かって300mぐらいのところでございます。20年以上前から耕作しておらず、原野化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付が妥当であると調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いたします。以上です。
- 議 長 調査の結果は、非農地証明発行に何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、7項は証明書を交付することに決定をいたします。

		(議案第79号)
議	長	議案第79号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第79号 行方市農用地利用集積計画の決定について説明する。 別紙資料1をご覧ください。農用地利用集積計画総括表のほうで説明させていただきます。 新規設定7件、16筆、26, 126㎡。 続きまして、更新の設定で5件、14筆、28, 756㎡となります。 新規設定、更新の合計としまして12件、30筆、54, 882㎡となります。 次のページ、農用地の権利設定の一覧となります。設定者、受ける者、設定者土地、権利の内容、期間、賃借料が記載されています。ご確認願います。以上です。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定をいたします。
		(議案第80号)
議	長	次に、議案第80号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第80号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、説明する。 別紙資料2をご覧くださいと思います。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。2枚目、総括表で説明いたします。 新規設定、田が3件、5筆、11, 030㎡、畑が1件、1筆、5, 500㎡となります。合計4件、6筆、16, 530㎡となります。 次のページ、集積計画一覧表に、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定をいたします。
		(議案第81号)
議	長	議案第81号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定

についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第81号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。

別紙資料ナンバー3をご覧いただきたいと思います。

9月1日付で行方市長より農業委員長宛てに計画配分案に係る意見を求められております。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するものとなります。計画案が6筆、16,530㎡となります。詳細につきましては、次のページ一覧で確認をいただきたいと思っております。

なお、議案第80号の農用地利用集積計画の公告と本計画配分案の決定は同時施行となります。これによりまして農地中間管理権を得た中間管理機構が農用地利用配分計画を定め公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議長 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

議員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。

(報告第44号)

議長 次に、報告案件に入ります。

初めに、報告第44号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報についての件を事務局より説明願います。

事務局 報告第44号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について説明する(別紙議案書のとおり)。

議長 それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。

2番 谷田川です。1項についてご報告いたします。

調査については、麻生、太田の4名で調査してまいりました。土地所有者は市内石神在住、60代の男性です。仮登記権利者については市内矢幡在住、70代の男性です。仮登記の内容ですが、議案書記載のとおり、農地法第5条許可を条件とする仮登記です。場所については矢幡のJAの育苗ハウスから東へ300mほどのところで、現在は耕作放棄地ですが、本登記までの間、土地の管理については所有者である旨を伝えてきました。今後も農地を見守っていきたいと思います。以上です。

議長 ただいまの報告につきまして質疑を求めます。ご異議ございませんか。

議員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認めます。谷田川委員には引き続き監視指導をよろしく願いをいたし

	ます。
	(報告45号) (報告46号) (報告47号) (報告48号) (報告49号)
議 長	次に、報告第45号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、報告第46号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第47号 農地法第5条の規定による許可の取消願の受理について、報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第49号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明を願います。
事 務 局	報告第45号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について説明する(別紙議案書のとおり)。 報告第46号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明する(別紙議案書のとおり)。 報告第47号 農地法第5条の規定による許可の取消願の受理について説明する(別紙議案書のとおり)。 報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する(別紙議案書のとおり)。 報告第49号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について説明する(別紙議案書のとおり)。
議 全 員	報告案件についての質疑を求めます。ご異議ございませんか。
議 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認めます。
	(閉会宣告) 午後3時46分
議 長	これにて、本総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。よって第9回総会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでございました。